

## 『重要事項説明書』

当施設は介護保険の指定を受けています  
帯広市指定 第 0174601740 号

当施設はご契約者に対して指定(介護予防)短期入所生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明いたします。

### ◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
2. ご利用施設について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
3. 居室の概要について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
4. 職員の配置状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P2
5. 当施設が提供するサービスと利用料金について・・・・ P2～4
6. 介護(予防)短期入所生活介護計画の作成について・・・・ P6
7. サービスの利用の中止について(契約の終了について)・ P6～7
8. 福祉サービス第三者評価の実施状況について・・・・・・ P7
9. 苦情の受付について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P7
10. サービス提供における当施設の義務について・・・・・・ P8
11. 身体拘束の取り扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・ P8
12. 緊急・事故発生時の対応について・・・・・・・・・・・・ P8～10
13. 非常災害対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P10
14. 個人情報の保護について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P10～11
15. 施設利用の留意事項について・・・・・・・・・・・・・・・・ P11
16. 損害賠償について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P11
17. 感染症対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P12
18. 褥瘡の防止について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P12
19. 虐待の防止について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P13
20. 業務継続計画(BCP)の策定等について・・・・・・・・・・ P13
21. 身元保証人について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P13
22. 合意事項について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P14
23. 重要事項説明書付属文書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P15
24. 運営方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P16
25. 料金表・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P17～19

### 1 施設経営法人について

- (1) 法人名 社会福祉法人 真宗協会  
(2) 代表者 理事長 朝日 順悟  
(3) 法人所在地 北海道帯広市空港南町303番地1  
(4) 電話番号 0155(48)4888  
(5) 設立年月日 昭和23年7月1日

### 2 ご利用施設について

- (1) 施設の種類 指定(介護予防)短期入所生活介護事業所(平成26年4月1日指定)  
(2) 施設の名称 特別養護老人ホーム 帯広至心寮  
(3) 管理者 施設長 石川 忍  
(4) 施設所在地 北海道帯広市西5条南30丁目14番地  
(5) 電話番号 0155(24)9572  
(6) 開設年月日 昭和50年12月1日  
(7) 利用定員 短期入所専用室1人 空床時利用室89人  
(8) サービス提供地域 帯広市内、音更町、幕別町、芽室町  
(9) 当施設の運営方針 別紙にてご説明いたします(P14)

### 3 居室の概要について

当施設では以下の施設設備等をご用意いたしております。入居いただく居室は、1人部屋となっております。

施設設備	室数	施設形態、設備配置ほか
		ユニット型
個室 (1人部屋)	90室	併設型 1室 (1ユニット 1名) 空床型 89室 (1ユニット10人:8ユニット配置) (1ユニット9名:1ユニット配置)
食堂	9室	9室 各ユニットに配置
ユニット個浴	9室	9室 各ユニットに配置
特別浴室	2室	2室 (1Fと2Fに配置)
看護室・医務室	1室	1Fに配置
トイレ(居住棟内)	27室	27室(各ユニット3室配置)
共同生活室(ユニット)	9室	9室
面談室	1室	1Fに配置
相談室	1室	1Fに配置
パブリックホール	1室	1Fに配置
地域交流スペース	1室	1Fに配置

※居室等については厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に設備が義務づけられている施設設備及びその他に必要設置した諸室等です。

#### 4 職員の配置状況について

当施設では、入居者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。また、ここでは他併施設との兼務表示としています。

職 種	兼務	配置員数	勤務体制
1. 施設長（管理者）		1名	8：30～17：30
2. 生活相談員	○	2名以上	8：30～17：30
3. 介護支援専門員	○	2名以上	8：30～17：30
4. 介護職員 （パート含）		概ね40名 ※職員数はパートタイマーを含む常勤換算数によるものであり、職員の異動等により、増減する場合があります	定員に対して2.5：1を維持します （配置基準は3：1）  7：00～16：00（早出） 8：00～17：00（日勤） 13：00～22：00（遅出） 22：00～翌7：00（夜勤）
5. 看護職員 （パート含）	○	4名以上	8：30～17：30（普通） 9：30～18：30（遅出）
6. 栄養士	○	1名以上	8：30～17：30
7. 機能訓練指導員	○	1名	8：30～17：30
8. 医師（嘱託）		1名以上	

※ 職員の配置、勤務時間をご契約者の状況等により変更する場合があります。この場合においても指定基準を遵守します。

#### 5 当施設が提供するサービスと利用料金について

当施設において、ご契約者に対して以下のサービスを提供させていただきます。

当施設が提供するサービスについて

- ・利用料金が介護保険から給付されるサービス
- ・利用料金の全額をご契約者にご負担いただくサービス

##### （1）介護保険の給付の対象となるサービス（※料金は、P17～19の料金表を参照下さい）

以下のサービスについては、居住費、食費を除いて利用料金の通常7～9割が介護保険から給付されます。

※介護保険法など関係法令の改正等、及び経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、利用料金を変更することがあります。利用料金を変更する場合は、あらかじめ、ご契約者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書により説明し同意を得ます。

- ① **食 事**：当施設では、栄養士の管理する献立表を基に委託業者が調理を行い、ご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供致します。  
 (食事時間帯) 朝食： 8：00～ 昼食：12：00～  
 夕食：18：00～
- ② **入 浴**：特別入浴設備及びユニット個浴設備を利用し、ご契約者の希望によりいつでもご入浴できます。
- ③ **排 泄**：ご契約者の排泄リズムにあわせて、プライバシーを最大限に尊重した援助を行ないます。
- ④ **機能訓練**：医師、看護師及び歯科衛生士等の職員が連携し、ご契約者の心身等の状況に  
 応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復、又はその減退を防止するた  
 めの訓練を計画し、実施します。
- ⑤ **健康管理**：看護職員が中心となりご契約者の健康管理に当たります。
- ⑥ **その他自立への支援**：
- ・身体機能の低下予防、維持のために日中の離床に配慮した援助を行ないます。
  - ・個人の生活リズムを大切にする援助を行ないます。
  - ・清潔で快適な生活環境の提供に努めます。

## (2) その他介護保険給付サービス加算

施設毎の体制や取り組むサービス内容に応じて、評価加算を行うことでサービスの質を高めていく制度を実施しております。上記サービスの他に、当施設においても随時対応可能なサービスに積極的に取り組んでまいりますので加算分の料金の追加ご負担についてご理解いただきますようお願い致します。

※サービス加算料金は、P17～19の料金表を参照下さい

## (3) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額をご契約者にご負担いただきます。

- ① **理 髪 ・ 美 容**：利用料金 1回あたり実費負担  
 ご希望に応じて、理美容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃）並び  
 に美容サービス（パーマ等）をご利用いただけます。
- ② **レクリエーション活動**
- ・ご契約者の希望によりご入居のユニットでのレクリエーションやクラブ活動にご参加いただけます。
  - ・個別の外出、行事等に要する費用については実費をご負担いただきます。
- ③ **複写物の交付**：ご契約者は、サービス提供についての記録を所定の開示手続きにより閲覧  
 することができます。複写物を必要とする場合は実費をご負担頂きます。
- ④ **日常生活上必要となる諸費用実費**
- ・個人の嗜好等特別なもの及び個人で使用される電話等については設置費用を含め実費  
 をご負担いただきます。
  - ・おむつ代は介護保険給付対象となっておりますのでご負担の必要はありません。

#### ⑤契約書第19条に定める所定の料金

- ご契約者が、契約終了後も何らかの理由により居室を明け渡されない場合等には、本来の契約終了日から実際に居室が明け渡された日までの期間1日につき以下の料金をお支払いいただきます。

\*ユニット型個室

ご契約者の 要介護度と料金	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	5,290円	6,560円	7,040円	7,720円	8,470円	9,180円	9,870円

⑥個人が希望する特別な食事：ご契約者の特別な希望に基づく食事。

#### (4) その他の介護保険の給付対象とならないサービス

##### ①食事の提供に要する費用（食材費及び調理費）

- ご契約者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。実費相当額の範囲内にてご負担いただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方は、その認定証に記載された食費の金額(1日あたり)のご負担となります。

##### ②居室に要する費用（室料及び光熱水費）

- この施設及び設備を利用するご契約者の皆様には、室料及び光熱水費相当額をご負担いただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された居住費の金額(1日あたり)のご負担となります。

#### (5) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)、(3)、(4)の料金・費用は1か月ごと(月末締め)に計算しご請求させていただきます。翌月25日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 窓口での現金支払 特別養護老人ホーム 帯広至心寮 月曜日～金曜日 9:00～17:30
イ. 指定口座への振り込み ①北洋銀行 帯広南支店 普通預金 口座番号 0109429 社会福祉法人 真宗協会 特別養護老人ホーム帯広至心寮 施設長 石川 忍 ②帯広信用金庫 緑ヶ丘支店 普通預金 口座番号 1203089 社会福祉法人 真宗協会 特別養護老人ホーム帯広至心寮 施設長 石川 忍
ウ. 口座引落し ご本人またはご家族名義の北洋銀行もしくは帯広信用金庫口座からの引き落としとなります。別途、申込み手続きが必要となり、 <u>手数料が発生</u> しますが、 <u>イ.</u> の振り込み手数料に比べ割安となります。
エ. その他、入居者又は身元保証人との協議による方法

## (6) 利用中の医療の提供及び医療機関への受診について

利用中は看護師が基本的医療の提供と内服薬の管理等を行います。利用中に医療機関への受診が必要な場合は、主治医の関係上ご家族様へ依頼しておりますので予めご了承下さい。

また、医療を必要とする場合は、施設管理医の診断及び入居者の希望により、以下の協力医療機関及び他の医療機関において診療や入院治療を受けることができます。但し、協力医療機関は優先的な診療・入院治療を保証するものではなく、同時に診療・入院治療を義務づけるものでもありません。また、医療機関における診療や入院治療の費用は、それぞれの医療機関からの請求に応じてご負担、お支払いいただきます。

### ①管理嘱託医

医療機関の名称	萩原医院 院長 萩原 紀嗣
所在地	帯広市西 4 条南 10 丁目 44 番地
診療科	内科・神経科・精神科
連絡先	0155-22-3156

### ②嘱託医

医療機関の名称	十勝ヘルスケアクリニック 院長 増井 信也
所在地	帯広市柏林台中町 1 丁目 1-1
診療科	脳神経外科・脳神経内科・内科・呼吸器内科・アレルギー内科 循環器科
連絡先	0155-58-3311

### ③協力医療機関

医療機関の名称	北斗病院
所在地	帯広市稲田町基線 7 番地 5
診療科	内科・神経内科・消化器内科・形成外科・耳鼻咽喉科・ 頭頸部外科・眼科・口腔外科・麻酔科・糖尿病外来他
連絡先	0155-48-8000

### ④協力医療機関

医療機関の名称	あがた内科循環器クリニック
所在地	帯広市西 18 条南 31 丁目 4-2
診療科	内科・循環器内科
連絡先	0155-49-0200

### ⑤協力歯科医療機関

医療機関の名称	みなよし歯科医院
所在地	帯広市西 5 条南 36 丁目 2 番地 11 号
診療科	歯科
連絡先	0155-49-6006

## 6 介護(予防)短期入所生活介護計画作成について

当施設では、ご契約者個々に合ったサービスを提供するため、管理者が介護(予防)短期入所生活介護計画作成します。

介護(予防)短期入所生活介護計画は、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。ご契約者、及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを調査し、必要があると認められた場合には計画を変更します。

## 7 サービスの利用の中止について (契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①ご契約者が死亡した場合。
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合。
- ②法人・施設が解散した場合、破産した場合、やむを得ない事由により施設を閉鎖した場合。
- ③施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
- ④当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- ⑤ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

### (1) ご契約者からの退居の申し出があった場合 (中途解約・契約解除)

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
- ②ご契約者が入院された場合。
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ③当施設もしくは当施設サービス提供職員が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合。
- ④当施設もしくは当施設サービス提供職員が守秘義務に違反した場合。
- ⑤当施設もしくは当施設サービス提供職員が故意又は過失によりご契約者の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑥他の利用者がご契約者の身体・財産・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、当施設が適切な対応をとらない場合。

## (2) 当施設からの申し出により退居していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことができます。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、一定期間を定めた催告にもかかわらず全額が支払われない場合。
- ③ご契約者又はその家族等から、当施設を利用されている、他入居者及び職員に対し、暴言や暴力、過剰・不合理な要求、性的な言動・接触、合理的範囲を超える時間的場所的拘束、その他、ハラスメント行為、悪質なクレーム等の迷惑行為があった場合。

## (3) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、施設はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

## 8 福祉サービス第三者評価の実施状況について

実施状況の有無	無
実施した直近の年月日	
第三者評価機関名	
評価結果の開示状況	

## 9 苦情の受付について

### (1) 当施設における苦情の受付

○苦情受付窓口（担当者） 中尾 雅幸

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9：00～17：30

また、苦情受付ボックスを事務所前に設置しております。

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

帯広市・市役所	所在地	帯広市西5条南7丁目1番地
	受付時間	9：00～17：00
介護高齢福祉課	電話番号	0155-65-4151
地域福祉課	電話番号	0155-65-4146
国民健康保険団体連合会	所在地	札幌市中央区南2条西14丁目
	電話番号	011-231-5175
	受付時間	9：00～17：00
北海道福祉サービス運営適正化委員会	所在地	札幌市中央区北2条西7丁目
	電話番号	011-204-6310
	受付時間	9：00～17：00



## 10 サービス提供における当施設の義務について

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを遵守致します。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮致します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、身元保証人への連絡を迅速に行います。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じてこれを開示し、又、複写物を交付致します。
- ④ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご契約者又は他のご契約者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合がございます。
- ⑤後項、第13項の「個人情報の保護について」、に明記された個人情報の取り扱い義務について遵守します。(P10の「13 個人情報の保護について」参照)

## 11 身体拘束の取り扱いについて

当施設は、ご契約者の人権擁護の観点からご契約者に対する身体的拘束、その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご契約者又は他のご契約者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録に記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合がございます。

緊急やむを得ない場合の取り扱いについては、下記のとおりでございます。

### (1) 身体拘束を行なう場合の手続き

- ①緊急やむを得ない理由(切迫性、非代替性、一時性)を満たす状況である場合にのみ身体拘束を行うことがございます。この場合においても、「身体拘束防止委員会」により協議を行い決定致します。
- ②身体拘束を実施する場合は、身元保証人に対し説明を行ない、書面において同意をいただくことと致します。
- ③必要最小限の方法、及び期間の実施と致します。
- ④身体拘束の実施に関する、記録を作成致します。
- ⑤身体拘束の廃止に向け、定期的に協議、検討を行います。

## 12 緊急・事故発生時の対応について

緊急時の対応： 緊急時にあつては、主治医等、関係医療機関への連絡を行い、医師(病状変化等)の指示に従って適切な対応に努めます。また、身元保証人への連絡を迅速に行います。

事故発生時の対応： 事故発生時にあつては、迅速かつ適切な対応に努め、帯広市及び身元保証人への連絡・報告を逐一行います。指定(介護予防)短期入所生活介護サービス提供時において事故が発生し、当施設にその原因が認められる損害賠償については速やかに対応します。

※緊急時の連絡先をご記入下さい。

主治医	氏名		
	医療機関の名称		
	所在地		
	電話番号		
緊急連絡先	氏名	(続柄 )	
	住所		
	電話番号	自宅	携帯
	職場等の連絡先	名称 TEL	
	氏名	(続柄 )	
	住所		
	電話番号	自宅	携帯
	職場等の連絡先	名称 TEL	

事故防止と事故発生時の対応：サービス利用中の事故防止と事故発生時には、下記の手順で対応します。

- ① 事故が発生した時または、それに至る危険性がある事態が生じた時には、速やかに状況確認、分析を通じた改善策を立案し、職員に周知し再発防止に努めます。
- ② 関係職員は、家族、管理者に状況を報告すると共に、ご契約者様が病院への緊急搬送を要する場合においては、迅速に対応を行います。
- ③ 関係職員は「事故報告書」を速やかに作成し、記録として残します。
- ④ 管理者は内容を把握し、適切な対応に努めます。
- ⑤ 事故の内容に応じ、緊急会議を開催します。

#### (1) 施設サービス利用におけるリスクについて

当施設では、ご契約者様が快適な入所生活を送られますように、安全な環境作りに努めておりますが、ご契約者の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因により、下記の危険性が伴うことを十分にご理解の上、ご利用頂きますようお願い致します。

《高齢者の特徴に関して》(ご確認いただきましたら口にチェックをお願いします。)

- 定期的に、転倒や、転落の可能性や危険性を把握、評価し、事故防止には努めますが、歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による骨折・外傷、頭蓋内損傷の恐れがあります。
- 当施設は、原則的に身体拘束を行わないことから、転倒・転落による事故の可能性がります。
- 高齢者の骨は、骨量の減少(骨粗しょう症)により、日常生活の場面(くしゃみ・寝返り等)において骨折の危険性が高くなります。転倒・転落でも容易に骨折する恐れがあります。

- 高齢者の皮膚は薄いので、少しの摩擦で表皮剥離がしやすい状態にあります。
- 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲や少しの圧迫であっても、皮下出血が出来やすい状態にあります。
- 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- 高齢者は、加齢に伴い、慢性的な臓器不全が進行します。合併症や疾患により、脳や心臓の機能が低下し、急変、急死される場合もあります。
- 本人の全身状態が急に悪化した場合、職員の判断で緊急に病院へ搬送を行うことがあります。
- 認知症は記憶障害や知的機能の低下といった基本症状の他に、心理・行動障害（周辺症状）が出現する場合があります。徘徊や昼夜逆転、攻撃的行為、せん妄等の行動障害を起こす可能性があります。
- 当施設では、感染予防に向けた取り組みを行っておりますが、インフルエンザ、ノロウイルス、新型コロナウイルス等、多様な感染症があり、感染リスクを「0」にすることは困難です。

### 1.3 非常災害対策について

#### (1) 非常時の対応

別途定める「特別養護老人ホーム帯広至心寮 消防計画」により対応致します。

#### (2) 平常時の訓練等

別途定める「特別養護老人ホーム帯広至心寮 消防計画」により夜間及び昼間を想定した避難訓練をご契約者の方にも参加していただき年2回以上実施致します。

### 1.4 個人情報の保護について

当施設及び当施設職員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩致しません（守秘義務）。

ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の状況、及びご家族の連絡先等の情報を提供することがございます。また、ご契約者の円滑な退居等の援助を行う際には、居宅介護支援事業者等の関係機関に対し、ご契約者又はご家族等に関する情報を提供することがございます。

詳細につきましては、下記の「個人情報の利用目的」の内容の通りとして、あらかじめご契約者の同意を得ることとします。

#### 【個人情報の利用目的】

- ① 介護保険における介護認定の更新、変更の申請
- ② ご契約者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供
- ③ 医療機関、福祉事業者、自治体（保険者）介護サービス事業者、介護支援専門員、その他社会福祉団体等との連絡調整

- ④ ご契約者が、医療サービスの利用を希望している場合および主治医等の意見を求める必要のある場合
- ⑤ ご契約者の利用する介護事業所内のカンファレンス
- ⑥ 行政又は地域包括支援センターが開催する評価会議、サービス担当者会議、地域ケア会議
- ⑦ 介護給付費等の保険請求（レセプトの提出、支払期間又は保険者からの照会への回答）
- ⑧ 当施設の広報誌やホームページ等に利用者の方の顔写真や氏名を提示する場合
- ⑨ 新聞・雑誌やテレビの撮影・インタビューを受ける場合
- ⑩ 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合、又その他のサービス提供で必要な場合

## 15 施設利用の留意事項について

当施設のご利用にあたって、施設に入居されている皆様の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

### (1) 持ち込み物

・衣類、洗面道具、服用薬、など ※その他、生活相談員、介護職員とご相談の上ご持参下さい。

### (2) 面会

面会時間 10:00～17:00 ※来訪者は、必ずその都度職員にお知らせ下さい。

### (3) 外出

外出をされる場合は、事前にお申し出下さい。

### (4) 施設・設備の使用上の注意

- ①居室、設備、器具、及び共用施設をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ②入居中に施設、設備を壊したり、汚したりした場合は、ご契約者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合がございます。
- ③ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとさせていただきます。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分に配慮させていただきます。
- ④当施設の職員や他のご契約者に対し、迷惑が及ぶと思われる宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
- ⑤施設内は原則禁煙とし、飲酒は身体への影響のない方に許容量、所定の場所・時間での対応とし、内容を協議させていただきます。
- ⑥ ご入居時点での施設内へのペットの持ち込み、及び飼育はできません。
- ⑦大きな音をたてることや他のご契約者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。

## 16 損害賠償について

当施設での生活において、当施設の責任によりご契約者に生じた損害については、状況に応じてその損害を賠償致します。守秘義務に違反した場合も同様と致します。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、損害賠償約款や規則に応じて、当施設の損害賠償責任を減じる場合があります。

## 17 感染症対策について

当施設における、各種感染症対策については、施設内に設置する感染症対策委員会を中心に定期的又は必要に応じて随時、協議・検討・実施・評価を行います。又、行政機関、及び主治医等の医療機関の指示、指導の下、迅速・適切な対応を行ないます。

### 感染症対策委員会の役割

- ①施設内感染リスク予防のため、開設当初は、帯広至心寮本体施設で発生した各種感染症の症例経過を参考に、施設における感染症拡大の甚大な被害について、職員への意識教育を行ないます。開設3ヶ月間は毎月、若しくは感染症発生毎の委員会を開催し、実践教育と評価を行いながら予防対策の視点を明確にしていきます。
- ②施設内感染対策は厚労省「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」に基づき、具体的な対策の運用については帯広至心寮本体施設各種対応マニュアル等に準じます。
- ③職員自身の健康管理教育として、看護師が中心となり、職員の毎日の健康チェックを自己申告で行なわせます。職員の健康管理意識は自分のためのみならず、無責任な健康管理が感染症菌を施設内に持ち込み、感染拡大の媒介となり、ご契約者の命に及ぼすリスクの高さについて、各職員にフロア会議等を通じて意識啓発を行ないます。
- ④感染が発生した場合、臨時緊急委員会を招集し、現場における発生要因の分析を行います。委員会は、再発防止と感染拡大防止策を具体的に打ち出し、各部門への周知、指導を行ないます。
- ⑤地域における新型コロナウイルス、インフルエンザ等の流行状況の把握に努めます。
- ⑥施設内外の新型コロナウイルス、インフルエンザ等の発生の情報収集分析を行い、警戒・警報、施設体制の発令を行ないます。
- ⑦施設内感染対策に基づく各部門での実施状況を評価し、感染対策の取り組み実施内容の見直しを図ります。

## 18 褥瘡の防止について

当施設における褥瘡防止については、施設内に設置する褥瘡対策委員会による協議・検討、実施・評価を通して、ご契約者の生命及び人権を尊重し生活の質の向上を図り、褥瘡をつくらぬ看護、介護を目指します。又、褥瘡予防の正しい知識と技術、発生時の治療やケアの対策を統一的に行います。

### 褥瘡対策委員会の役割

- ①褥瘡発生や危険性のあるご契約者に対する褥瘡予防対策の検討・実施を図ります。
- ②施設ご契約者における褥瘡発生予測対象者の区分と予防対応の明確化を図ります。
- ③臨時及び定例委員会において医療機関の指示に基づく、ケアプランや治療計画の指導と実施状況を確認すると共に、症状区分による治療に必要な具体的な取り組みを打ち出し、各部門への周知、指導を行ないます。
- ④職員、ご家族を対象とした褥瘡予防対策ゼミ等を本体施設と合同で開催し、意識啓発の機会とします。

## 19 虐待の防止について

当施設においては、利用者等の人権擁護、虐待発生、又はその再発防止する為に、次に掲げる必要な措置を講じます。

- ①虐待防止検討委員会を設け、その担当者は委員会の委員長とします。
- ②虐待防止検討委員会において、毎月開催を行い、職員への研修内容、指針の策定、虐待発生時の再発防止策等の検討を行います。
- ③従業者に対して、研修を年2回実施します。
- ④虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努めます。

## 20 業務継続計画（BCP）の策定等について

当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため及び及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- ①施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年2回実施します。
- ②施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 21 身元保証人について

当施設においては、入居に際して、ご家族等の身元保証人をお二人たていただきます。身元保証人は、次の項目について責任を負っていただきます。

- ①ご契約者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に行なわれるように当施設にご協力願います。
- ②契約の解除又は、契約の終了の場合、当施設と連携してご契約者の状態に応じた適切な受け入れ先確保に努めていただきます。
- ③ご契約者が死亡した場合の遺体の引取り、遺留金品の処理、その他必要な措置を行なっていただきます。
- ④ご契約者が当施設に支払うべきサービスの利用料金を滞納し、一定期間を定め催告したにもかかわらず、その期限までにサービスの利用料金の支払いがない場合、身元保証人に支払いの義務が生じます。

## 22 合意事項について

重要事項に基づく施設サービスに関して、やむなく訴訟とする必要が生じた時は、釧路地方裁判所(帯広支部)をもって第1審管轄裁判所とすることを、ご契約者及び当施設は予め合意致します。

又、この重要事項説明書に記載のない事項については、介護保険法令等の定めるところにより、ご契約者及びご家族並びに当施設が協議するものと致します。

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム帯広至心寮

〈説明者〉 職 名

氏 名

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

〈契約者〉 氏 名 \_\_\_\_\_

〈身元保証人〉 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (続柄 \_\_\_\_\_)

〈身元保証人〉 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (続柄 \_\_\_\_\_)

## 23 重要事項説明書付属文書

### 1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造2階建

(2) 建物の延床面積 4,121,85 m<sup>2</sup>

(3) 併設事業：当施設では、次の施設を併設しております。

○小規模多機能型居宅介護 光輪	平成23年 3月8日 指定	帯広市第0194600185号
○地域密着型介護老人福祉施設 光輪	平成23年 3月8日 指定	帯広市第0194600185号
○介護(予防)短期入所生活介護 光輪	平成23年 11月1日 指定	帯広市第0174601526号
○特別養護老人ホーム 帯広至心寮	平成26年 4月1日 指定	北海道第0174601740号
○介護(予防)短期入所生活介護 帯広至心寮	平成26年 4月1日 指定	北海道第0174601740号
○通所介護 帯広至心寮	平成12年 4月1日 指定	北海道第0174600080号
○介護予防通所介護 帯広至心寮	平成18年 4月1日 指定	北海道第0174600080号
○居宅介護支援事業 帯広至心寮	平成12年 4月1日 指定	北海道第0174600080号
○地域包括支援センター帯広至心寮	平成18年 4月1日 指定	帯広市第0104600010号

### 2. 主な職員の配置状況

〈配置職員の職種・職務内容〉

**施設長**・・・施設経営管理と職員の指導監督を行います。

**生活相談員**・・・入居者の日常生活上の生活支援や相談に応じ、ご家族からの相談に対しても適宜承り、2名以上の生活相談員を配置し、対応致します。

**介護支援専門員(ケアマネ)**・・・本体施設帯広至心寮、地域密着型帯広至心寮、サテライト施設光輪のご契約者に係るサービス計画(ケアプラン)の作成を行います。

**介護職員**・・・入居者の日常生活における寄り添うケアの実践と安心安全が担保されたQOL向上に資するチームケアを行います。

**看護職員**・・・主に入居者の健康管理や療養上の看護を行います。日常生活上の介護、介助等も行います。4名以上の看護職員を配置しています。

**栄養士**・・・帯広至心寮及びサテライト施設光輪入居者の献立作成を委託業者と共に、個々の身体状況に合わせた栄養ケア計画の作成を行います。

**機能訓練指導員**・・・帯広至心寮及びサテライト施設光輪の入居者の機能訓練を担当します。

**医師(嘱託医)**・・・入居者に対して健康管理及び療養上の管理、指導を行います。



## 特別養護老人ホーム 帯広至心寮 運営方針

特別養護老人ホーム帯広至心寮は社会福祉法人 真宗協会の理念に基づき、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことのできるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の介護を提供する。また、家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう努めるものとする。

事業の実施に当たっては、帯広市及び地域の保健、福祉、医療等関係諸団体との連携を図るよう努める。

- 1・すべての人が、安心して暮らせる施設作りを目指します。 (ケア)
  - 顔が見える安心安全なサービスを提供します。
  - 継続的な仕組みづくりによる安心安全なサービスを提供します。
- 2・すべての人が、共感し合える施設作りを目指します。 (シェア)
  - 心が通う安心安全なサービスを提供します。
  - 説明とエビデンスによる安心安全なサービスを提供します。
- 3・すべての人が、自分らしい生活ができる施設作りを目指します。(フェア)
  - 「らしさ」を尊重した安心安全なサービスを提供します。
  - 支え、寄り添い、意識しあえる安心安全なサービスを提供します。

## 料 金 表

- (1) 介護保険の給付の対象となるサービスによる料金（重要事項説明書5-1）  
 下記の表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

### ユニット型個室

1	ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要支援1 5,290円	要支援2 6,560円	要介護度1 7,040円	要介護度2 7,720円	要介護度3 8,470円	要介護度4 9,180円	要介護度5 9,870円
2	うち、介護保険から給付される金額（1割の場合）	4,761円	5,904円	6,336円	6,948円	7,623円	8,262円	8,883円
自己負担額合計（1日あたり）		529円	656円	704円	772円	847円	918円	987円

- (2) その他介護保険給付サービス加算（重要事項説明書5-2） ※1割負担の場合

	加 算 名	介護給付額	自己負担額（1割）
1	送迎加算	1日（片道）	1,656円 1日 184円（片道）
2	機能訓練指導員配置加算	1日	108円 12円
3	看護体制加算Ⅰ	1日	36円 4円
4	看護体制加算Ⅱ	1日	72円 8円
5	夜勤職員配置加算（Ⅱ）	1日	162円 18円
6	夜勤職員配置加算（Ⅳ）	1日	180円 20円
7	口腔連携強化加算	1ヵ月	450円 50円
8	療養食加算	1食	72円 8円
9	認知症行動・心理症状緊急対応加算	1日	1,800円 200円（7日間）
10	若年性認知症利用者受入加算	1日	1,080円 120円
11	認知症専門ケア加算（Ⅰ）	1日	27円 3円
12	認知症専門ケア加算（Ⅱ）	1日	36円 4円
13	生活機能向上連携加算（Ⅰ）	1ヵ月	900円 100円
14	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	1ヵ月	1,800円 200円
15	生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	1ヶ月	900円 100円
16	生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	1ヶ月	90円 10円
17	緊急短期入所受入加算	1日	810円 90円（7日間）
18	個別機能訓練加算	1日	504円 56円
19	医療連携強化加算	1日	522円 58円
20	看取り連携体制加算	死亡日及び死亡日以前30日以下1日につき	576円 64円
21	長期利用者に対して提供する場合（連続して30日以上利用する場合 1日あたり）		-270円 -30円
22	連続31日以上介護予防短期入所生活介護を行った場合	要支援1	要介護1単位数の75%
		要支援2	要介護1単位数の93%
23	連続61日以上短期入所生活介護を行った場合	要介護1	6,030円 670円
		要介護2	6,660円 740円
		要介護3	7,335円 815円
		要介護4	7,974円 886円
		要介護5	8,595円 955円

24	夜勤を行う職員の勤務条件基準が満たしていない場合			所定単位数の97%
25	定員超過の場合			所定単位数の70%
26	介護・看護職員の員数が基準に満たない場合			所定単位数の70%
27	ユニットケアにおける体制が未整備である場合			所定単位数の97%
28	身体拘束廃止未実施減算			所定単位数の1%減
29	高齢者虐待防止措置未実施減算			所定単位数の1%減
30	業務継続計画未策定減算			所定単位数の1%減
31	在宅重度者受入加算（看護体制加算Ⅰ算定）	1日	3,789円	421円
32	在宅重度者受入加算（看護体制加算Ⅱ算定）	1日	3,753円	417円
33	在宅重度者受入加算（看護体制加算Ⅰ・Ⅱ算定）	1日	3,717円	413円
34	在宅重度者受入加算（看護体制加算算定なし）	1日	3,825円	425円
35	サービス提供体制加算（Ⅰ）	1日	198円	22円
36	サービス提供体制加算（Ⅱ）	1日	162円	18円
37	サービス提供体制加算（Ⅲ）	1日	54円	6円

○介護職員等処遇改善加算

38	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	1ヶ月合計 × 14.0%	左記の10%
39	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	1ヶ月合計 × 13.6%	左記の10%
40	介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	1ヶ月合計 × 11.3%	左記の10%
41	介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	1ヶ月合計 × 9.0%	左記の10%

※ 入居者の状態変化や施設体制の変更に伴い、上記（2）のサービス加算が追加される場合があります。その際には、事前に説明をさせていただきます。

（3） 介護保険の給付対象とならないサービス（重要事項説明書5-3）

	サービスの概要	利 用 料
1	理容・美容	実費負担
3	利用料引落とし手数料・振込み手数料	実費負担
4	レクリエーション活動等	無料
5	複写物の交付	実費負担（1枚10円）
6	日常生活上必要となる諸費用実費	実費負担
7	契約書第19条に定める所定の料金	（利用者の要介護度に応じたサービス利用料金×引渡しにかかった日数）の金額をいただきます。
8	個人が選定する特別な食事	全額自己負担

(4) その他の介護保険の給付対象とならないサービス（重要事項説明書5-4）

①食事の提供に要する費用（食材料及び調理費）（令和6年8月1日より）

1日あたりの利用料 （食事代）	通常 （第4段階）	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食事の提供に要する費用	朝食450円 昼食600円 夕食600円 合計 1,650円	1日 300円	1日 600円	1日 1,000円	1日 1,300円

※介護保険負担限度額認定証の発行を受けていない方（第4段階の方）につきましては、1日あたり1,650円の負担となります。

※介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方の食事代については、1日単位のご負担とさせていただきます。

※（3）に定めた通り、個人の希望により、特別に用意する食事・外食等にかかった費用は実費負担となりますので、上記（4）の金額を超える場合があります。

②居室に要する費用（室料及び光熱水費）

・ ユニット型個室（令和6年8月1日より）

1日あたりの利用料 （居住費）	通常 （第4段階）	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
居室に要する費用	1日 2,066円	1日 880円	1日 880円	1日 1,370円	